

指定給水装置工事事業者の廃止

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があったので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

令和3年5月20日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
指定第162号	有限会社 作田水道	九十九里町 作田5208番地	作田 満雄	有限会社 作田水道	九十九里町作田 5208番地	令和3年3月9日
指定第181号	有限会社 雅建設工業	東金市台方 1584番地1	長嶺 雅義	有限会社 雅建設工業	東金市台方 1584番地1	令和2年3月31日